

(仮称)警戒区域アラート等について (案)

1. 分科会の示す感染状況の4段階 (ステージⅢとⅣの説明は省略)

現行の指標ではステージⅠとⅡに定量的な基準は設けられていない。

分科会の示す各ステージの段階は以下のとおり。

- ・ ステージⅠ：感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階
- ・ ステージⅡ：感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階

2. 「注意報」の発令

ステージⅡの感染者の漸増という記載に着目し、人口10万人当たりの新規陽性者が15人未満の範囲内 (ステージⅢ未満) で増加傾向にある場合をステージⅡとし、横ばい若しくは減少傾向にある場合をステージⅠと位置付ける。

当該市町村がステージⅡとなった場合に、「注意報」を発令する。

- ・ 増加傾向⇒前週の同一曜日と比較して新規陽性者の増加した日が直近7日間のうち4日間になった場合 ⇒「注意報」発令 (ステージⅡ)
- ・ 減少傾向⇒前週の同一曜日と比較して新規陽性者の増加した日が直近7日間のうち0日間になった場合 ⇒「注意報」解除 (ステージⅠ)

(仮称) 警戒区域アラート等の住民への周知について (案)

1. 基本的な考え方

「注意報」等発令状況について、県の広報媒体を用いて周知するとともに、ステージに応じて市町村防災行政無線などを活用した注意喚起を市町村に依頼する。

2. 周知媒体

(1) 県

- ・ 県HP、まいたま、LINE（埼玉県-新型コロナ対策パーソナルサポート）

(2) 市町村

- ・ 防災行政無線、市町村が有する広報媒体 など

3. ステージに応じた「注意報」等の情報発信

(1) 1つ以上の市町村がステージⅡ以上

- ・ 県HP、まいたま、LINE（埼玉県-新型コロナ対策パーソナルサポート）で「注意報」発令
- ・ 市町村に対し、県内での「注意報」発令状況について情報発信

(2) 1つ以上の市町村がステージⅢ以上

- ・ **ステージⅢ(人口10万人当たりの新規陽性者が15人以上)以上の市町村**に対し、「防災行政無線など」を用いて、住民への**「(仮称) 警戒区域アラート」発令**の情報発信を依頼